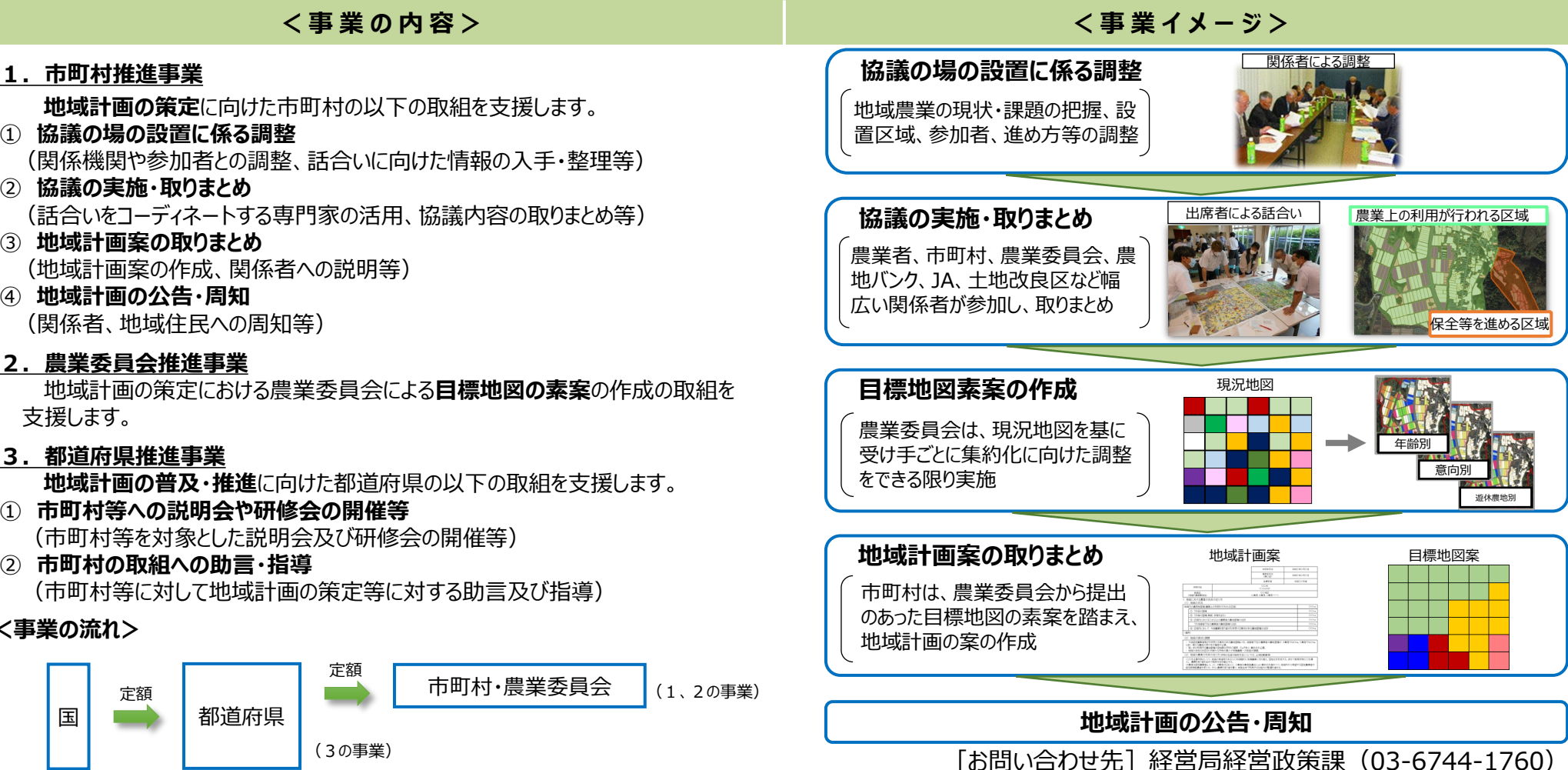


＜対策のポイント＞
高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、**農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援**します。

＜事業目標＞
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）



<対策のポイント>
改正農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者等が行う、経営改善のための農業用機械・施設の導入や、集落営農における活性化に向けたビジョンづくり、人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

<事業目標>
○ 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）

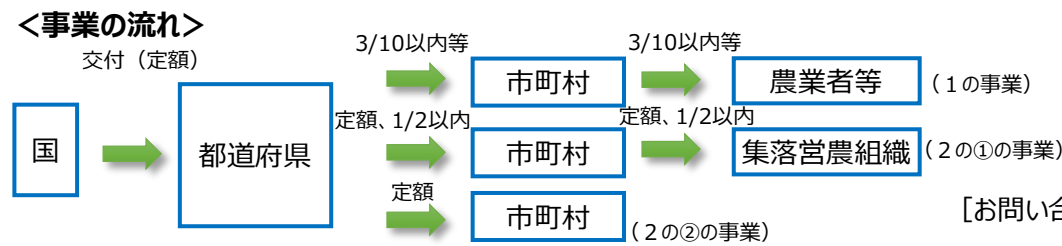
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農地利用効率化等支援交付金
目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。【補助率3/10以内等】
・スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援
・助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

（令和4年度補正予算）担い手確保・経営強化支援事業
担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援【補助率1/2以内等】

2. 集落営農活性化プロジェクト促進事業
- ① 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援
集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。【支援期間：最長4年】
- ② 関係機関によるサポートの取組を支援
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】



現 状 と 課 題

農業者の高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなるおそれがあり、地域の農業を担う人材を幅広く確保し、育成する必要

課題を乗り越えるための支援

目標地図に位置付けられた者等が行う経営改善、農地集積等の取組や、集落営農組織の活性化を支援

経営改善を行う農業者等への支援

融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に補助金を交付

補助上限額は300万円
（目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については上限を600万円に引上げ）

先進的農業経営確立支援タイプの補助上限額は個人1,000万円、法人1,500万円

集落営農組織の活性化の支援

○「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

集落営農組織

・活性化に向けたビジョンづくり
・若者等の雇用
・法人化
・共同利用機械の導入
など

○関係機関によるサポートの取組の支援

・集落営農組織同士の連携支援
・新技術導入に係る専門家による技術指導
・農産物の直接販売に係る経営指導
など

＜対策のポイント＞

地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入**を支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入**を支援します。

※ 広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）

※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

- ・スマート農業優先枠
ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業体の取組も対象）
- ・集約型農業経営優先枠
中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入
- ・グリーン化優先枠
「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

現状

目標地図

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現

助成対象者	将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者
助成内容	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合に 必要な農業用機械・施設 （事業費50万円以上）
補助率	融資残額のうち事業費の3/10以内 等
補助上限額	300万円（目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については上限を600万円に引上げ）等 （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円等）

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

＜対策のポイント＞

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）

＜事業の内容＞

1. 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、**ビジョンづくり**及びその実現に向けた**人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立**など、**地域の状況を踏まえて**総合的に支援します。（支援期間：最長4年）

① ビジョンづくりへの支援

集落営農の**目指す農業の姿と具体的な戦略**の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

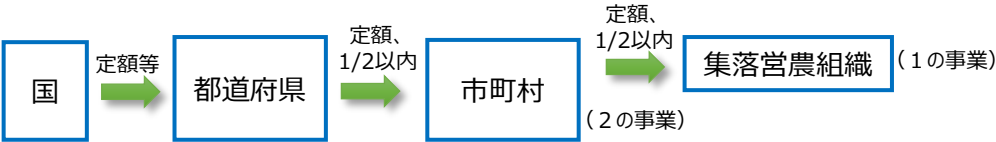
- ア 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓など**に取り組む経費【定額】
- ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費**【定額（25万円）】
- エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費**【1/2以内】

2. 関係機関によるサポートの取組を支援

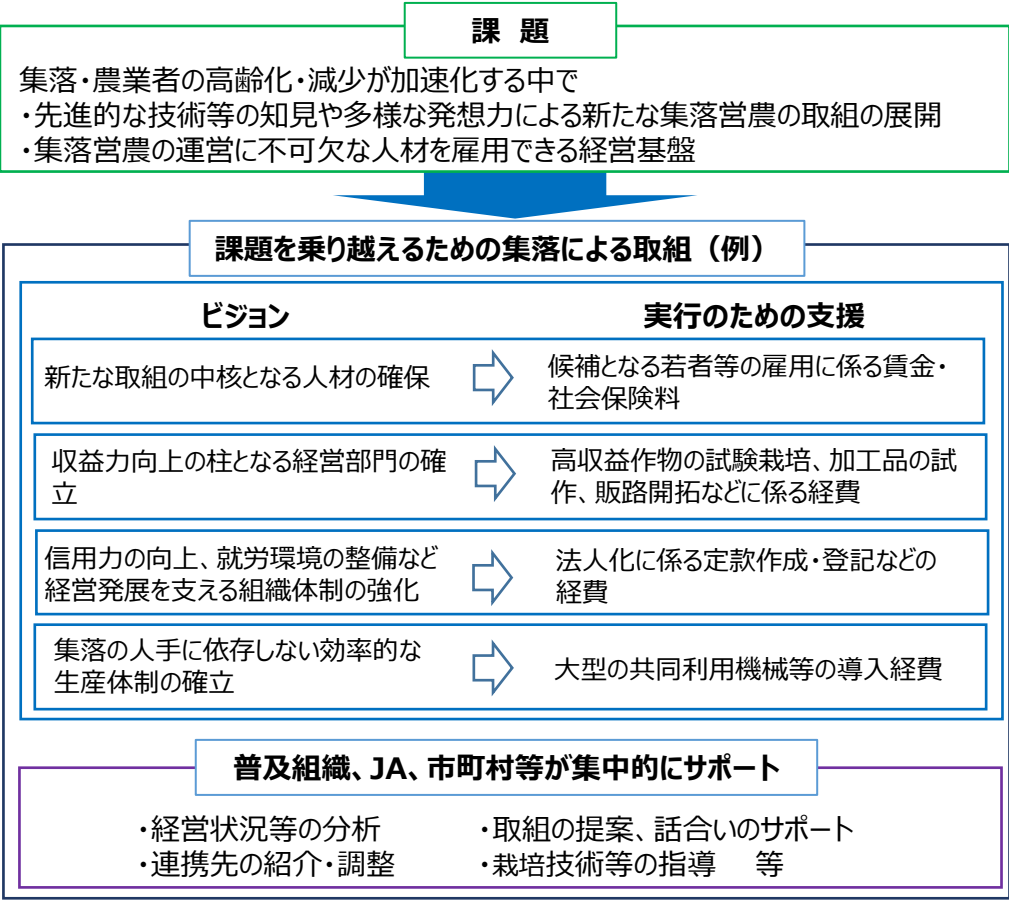
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の**関係機関が集中的にサポート**するために必要な経費を支援します。【定額】

※【 】は補助率等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

改正農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

＜事業目標＞

- 法人経営体数の増加（5万法人〔令和5年度まで〕）
- 40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農業経営・就農サポート推進事業

都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、データベースを活用した就農等の相談対応や就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。

2. 農業経営高度化支援事業

経営相談等を行い雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化（定額25万円）を支援します。

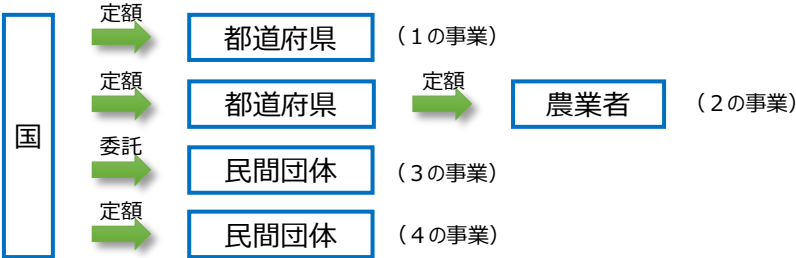
3. 経営発展・就農促進委託事業

農業経営の発展や新規就農の促進に向けた事例等の調査・分析、対応方向の検討を行います。

4. 優良経営体表彰等事業

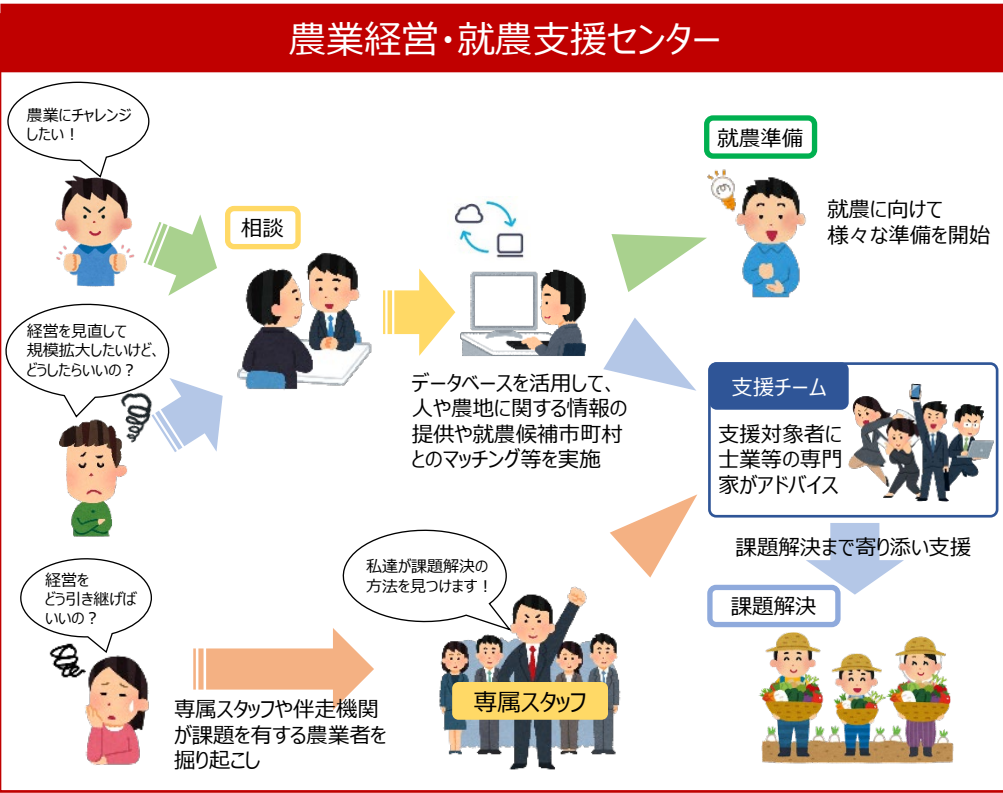
全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【農業経営・就農サポート推進事業】



経営継承・発展等支援事業

【令和5年度予算概算決定額 100（100）百万円】

<対策のポイント>

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、国と地方が一体となって、目標地図に位置付けられた経営体等の経営を継承し発展させる取組を支援します。

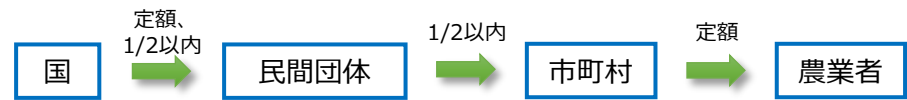
<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

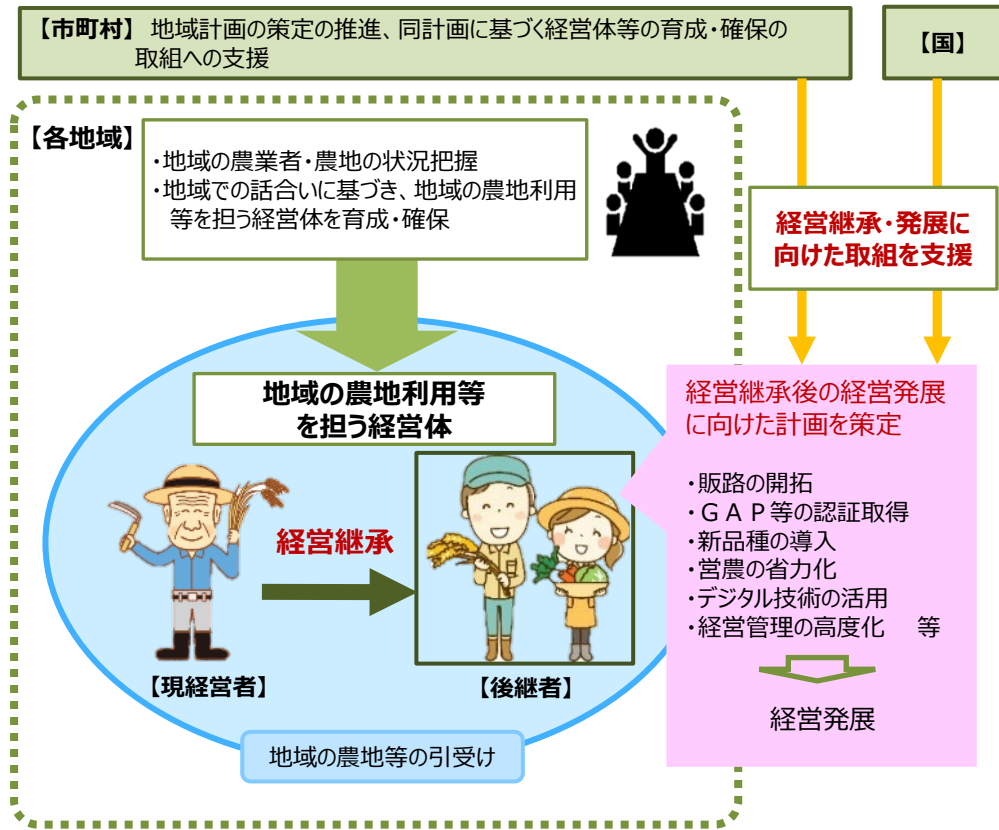
<事業の内容>

目標地図に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100万円上限（国、市町村がそれぞれ1/2を負担））します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-2143）

＜対策のポイント＞

担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

＜事業目標＞

農業者の老後生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等を確保

＜事業の内容＞

＜農業者年金制度の概要＞

農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される政策年金として昭和46年に発足しました。平成14年以降は、以下の仕組みで実施しています。

- ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、担い手となる若い農業者の保険料負担を軽減し、その経営を支援します。
- ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付します。

1. 特例付加年金助成補助金 880（932）百万円

新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。

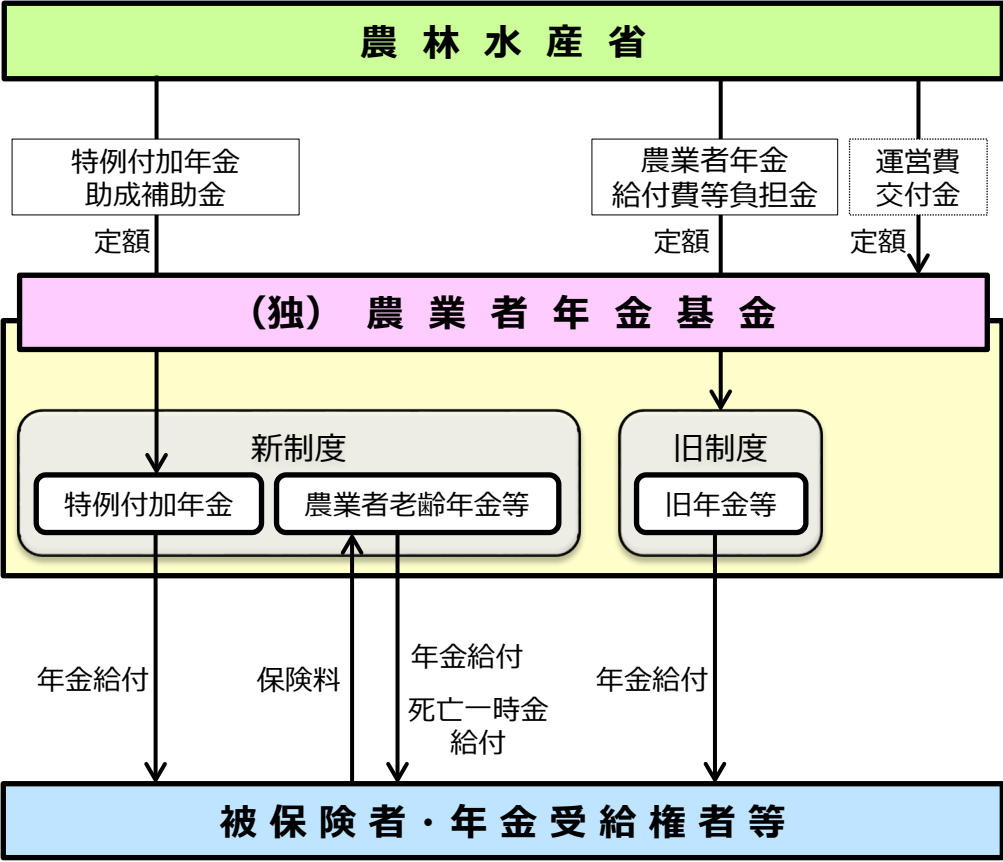
2. 農業者年金給付費等負担金 75,384（95,157）百万円

旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

（関連措置）（独）農業者年金基金運営費交付金 4,707（4,167）百万円

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援**します。

<事業目標>

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組み、人権意識の向上が図られている組織の割合を9割以上

<事業の内容>

1. 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該団体職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援します。

2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

都道府県に委託し、農林漁業団体や農地所有適格法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施します。

(参考) 人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。

<事業の流れ>

国

定額

全国農林漁業団体

(1の事業)

委託

都道府県

(2の事業)

<事業イメージ>

人権問題啓発活動の実施

1. 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体の職員等を対象

2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

都道府県内の農林漁業団体、農地所有適格法人、集落営農組織等を対象

(取組内容)

- 人権問題啓発に関する研修会や会議の開催
- 人権問題啓発のためのパンフレット等の啓発資料の作成・配布 など



(人権問題啓発研修会)

農林漁業を振興する上で阻害要因となる人権問題を解消

活力ある地域農林漁業を確立

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

＜対策のポイント＞

北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

＜事業目標＞

- 北海道の全ての事業実施地区において5年度目に地区毎の事業実施計画に定めた目標所得を達成
- 沖縄県において意欲ある多様な経営体を育成・確保

＜事業の内容＞

1. アイヌ農林漁業対策事業

181（181）百万円

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、**アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林漁業経営近代化施設等の整備**を支援します。

2. 沖縄農業対策事業

392（392）百万円

沖縄農業の持続的な発展を図るため、**意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な生産施設・加工施設等の整備**を支援します。

＜事業イメージ＞

背景・課題

アイヌ農林漁家と北海道の一般農林漁家、沖縄農業と本土農業の状況を比較すると、所得や経営規模、農業用施設の整備状況等において、依然として格差がみられます。これらの格差の解消等を目的として進められている、北海道の「北海道アイヌ政策推進方策」や沖縄県の「沖縄振興計画」等に係る施策の着実な推進を図る観点から、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

経営規模等の格差是正と経営の持続的発展のための支援

アイヌ農林漁業対策事業

事業対象メニュー：

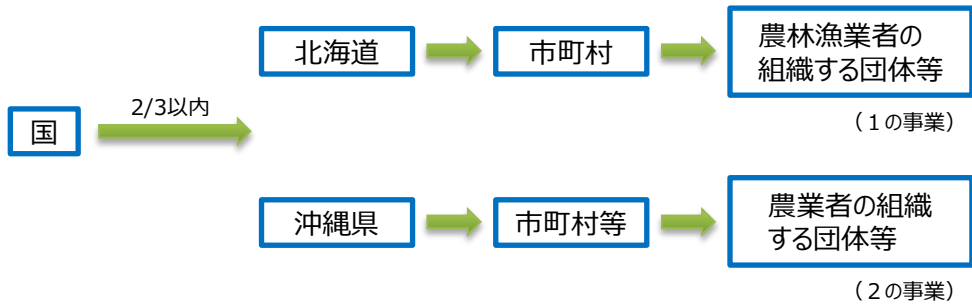
- 農林業生産基盤の整備（区画整理、かんがい排水、農道、林道等）
- 農林漁業経営近代化施設等の整備（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）（林業用機械、機械保管施設、栽培管理施設等）（養殖施設、蓄養施設、水産物処理加工施設、水揚げさばき施設等）

沖縄農業対策事業

事業対象メニュー：

- 土地基盤、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備

＜事業の流れ＞



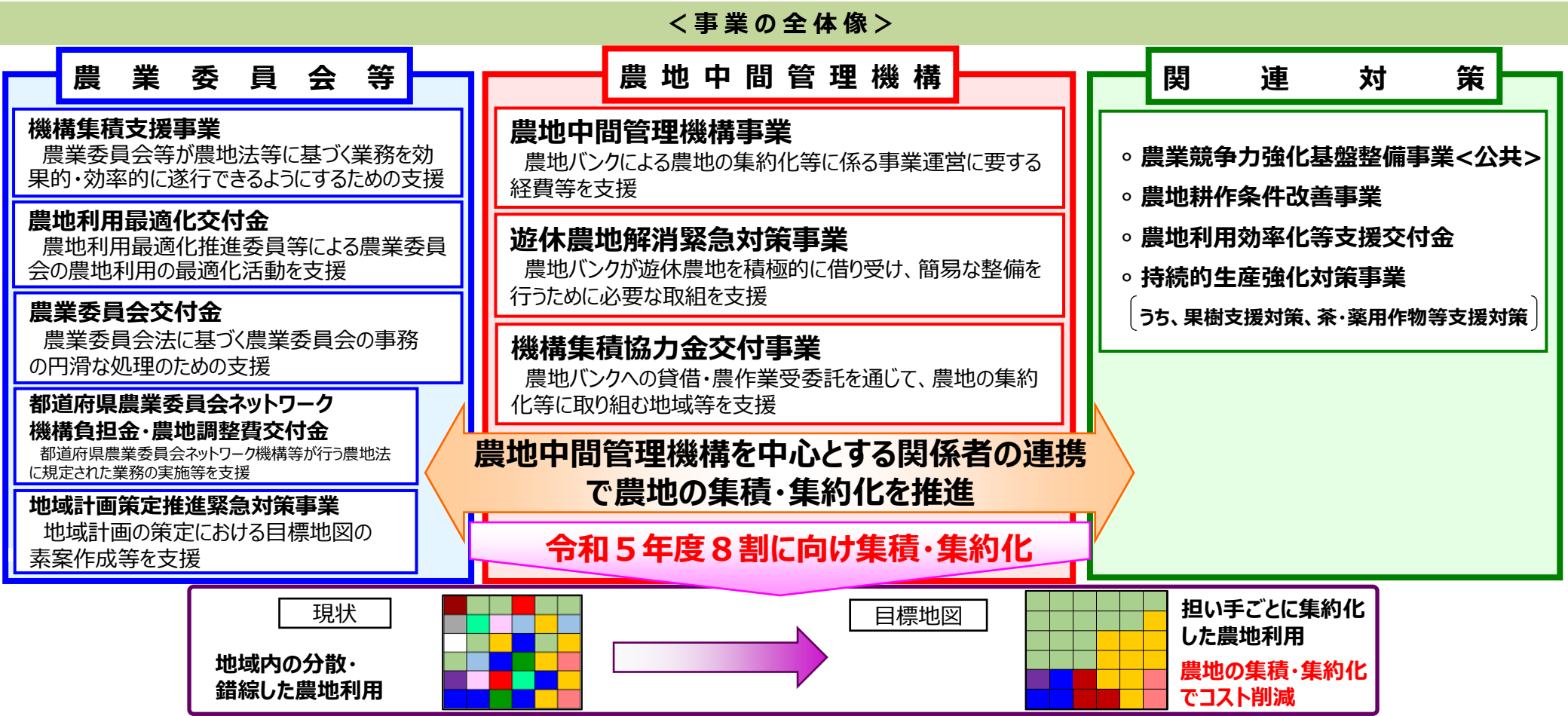
アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上
沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和5年度予算概算決定額 18,037（18,503）百万円】
（令和4年度補正予算額 4,000百万円）

<対策のポイント>
農業経営基盤強化促進法等の改正により、人・農地プランを地域計画として法定化するとともに、農地の将来像を目標地図として明確化することとなりました。目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

<政策目標>
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）



農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和5年度予算概算決定額 4,891（5,118）百万円】
（令和4年度補正予算額 4,000百万円）

＜対策のポイント＞

農業経営基盤強化促進法等の改正により、人・農地プランを地域計画として法定化するとともに、農地の将来像を目標地図として明確化することとなりました。目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等を加速するために、農地バンクを経由する農作業受委託も含め、貸借を強力に推進する取組を支援します。

＜政策目標＞

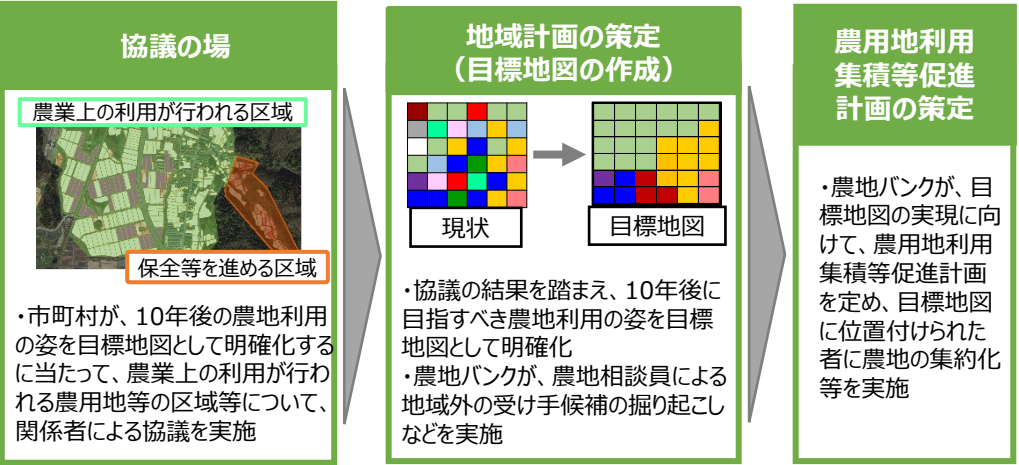
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地中間管理機構事業
農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進を支援します。
また、きめ細かな現地活動を強化するため、農地相談員（現地コーディネーター）を増員します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。
2. 遊休農地解消緊急対策事業
農地バンクが遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。
3. 機構集積協力金交付事業
農地バンクへの貸借・農作業受委託を通じて、農地の集積・集約化に取り組む地域等に対し、協力金を交付します。

＜事業イメージ＞

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）



＜農地集積の加速＞

- 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援

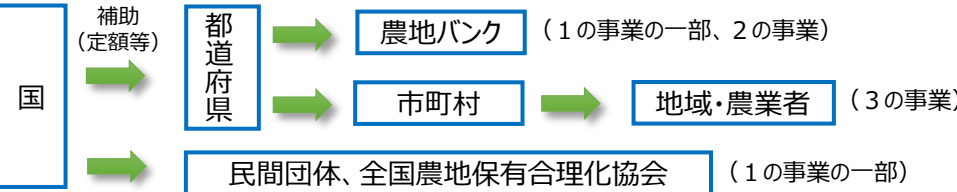
＜農地集約化の加速＞

- 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じて、集約化に取り組む地域を支援

＜中間保有の強化＞

- 農地バンク自らが遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援

＜事業の流れ＞



農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和5年度予算概算決定額 13,146 (13,385) 百万円
地域計画策定推進緊急対策事業 799 (－) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要な経費を支援します。

<政策目標>

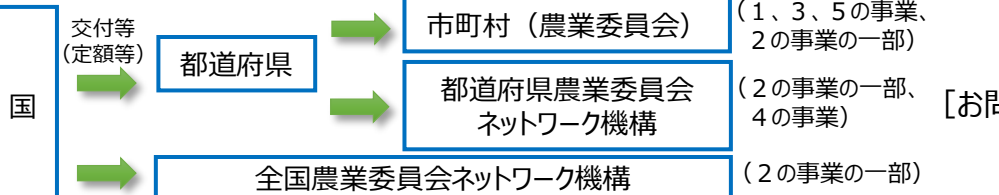
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割〔令和5年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 農業委員会交付金 4,718 (4,718) 百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業 2,757 (2,987) 百万円
(うちデータベース関連 1,328 (1,592) 百万円)
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
- 3. 農地利用最適化交付金 5,100 (5,100) 百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 523 (523) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金 47 (57) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

(関連事業)
地域計画策定推進緊急対策事業 799 (－) 百万円の内数
地域計画の策定における目標地図の素案作成の取組等を支援します。

<事業の流れ>



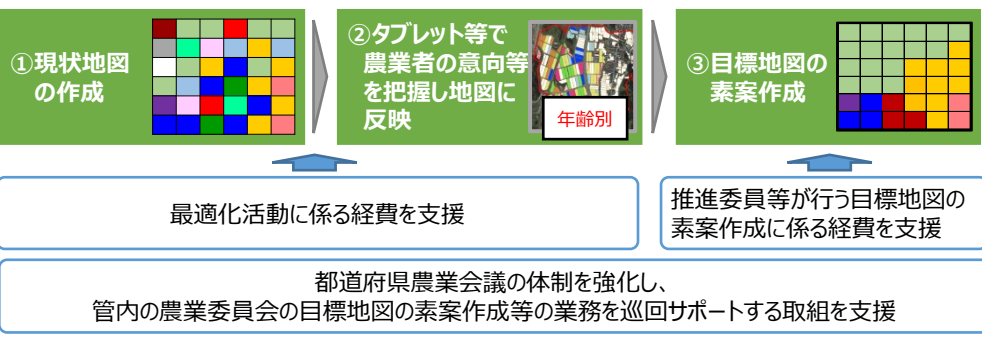
<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可 等）
 - 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消 等）
- 【T農業委員会の活動事例】
- ・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
 - ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：63.3%（R3年度））
- ※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



農業委員会による目標地図の素案作成の推進（イメージ）



【お問い合わせ先】（1, 3, 4の事業） 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
（2の事業） 農地政策課 (03-6744-2152)
（5の事業） 農地政策課 (03-6744-2153)

<対策のポイント>

国有農地等を適切に管理し、早期に処分します。

<事業目標>

売却不能な国有農地等をゼロとするため、所要の手続きを実施【令和11年度まで】

<事業の内容>

1. 国有農地等管理処分委託費

111（105）百万円

- 国が行う管理のために必要な経費のほか、国有農地等を早期に処分していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地等について、測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費を措置します。
- 令和5年4月から施行される相続土地国庫帰属制度により、国が取得した農地の管理を行うための経費を措置します。

2. 国有農地等事務取扱交付金

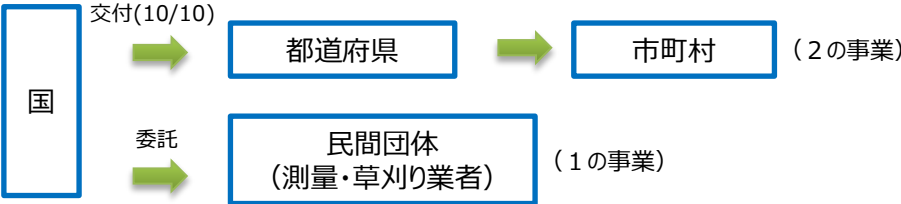
1,694（1,694）百万円

- 都道府県が行う国有農地等の管理、売払等に向けた対象地の調査及び債権管理等を行うための経費を交付します。

3. その他管理処分に要する経費

- (1) 農地等価格鑑定料 16（16）百万円
国有農地等の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。
- (2) 不動産購入費 7（7）百万円
農地等の買収等に必要な経費を措置します。
- (3) 幼齡林等補償費 2（2）百万円
農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【事業対象】

- 農地法等の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地等
- 相続土地国庫帰属法に基づき国が取得し、管理を行っている農地



〔 国有農地等管理処分委託費等（国）、国有農地等事務取扱交付金（都道府県） 〕

【適切に管理するために】

- 土地の管理保全（防災・復旧補修、雑草木等処理、柵・表示板の設置 等）
- 売払や不要地認定に向けた対象地の調査、権利関係の調整 等
- 貸付料の徴収決定・収納や収納未済事案の処理

【早期に処分するために】

《売却不能な国有農地等をゼロに》

- 境界が未確定だったり、土地の登記等が完成していないもの
→ 測量・境界確定、表示登記を実施
- 買受優先権のある旧所有者等の買受意向確認が未了のもの
→ 旧所有者等の買受意向を公告等により確認



【売却可能な国有農地等から速やかに処分】

- 農業者や買収前の旧所有者等へ売却、財務省へ引継、旧所管庁へ返却、道水路は市町村等へ譲与

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-6744-2155）

原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化

【令和5年度予算概算決定額 123（123）百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

- 福島県の原子力災害被災12市町村においては、営農再開に向けた取組が進められているところですが、住民の帰還率が低いため、**新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題**となっています。
- こうした状況を踏まえ、当該市町村において**担い手の意向に沿った農地の利用調整を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等**に対して協力金を交付します。

<政策目標>

原子力災害被災12市町村における営農が休止されている農地の営農再開（6割〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業 66（67）百万円

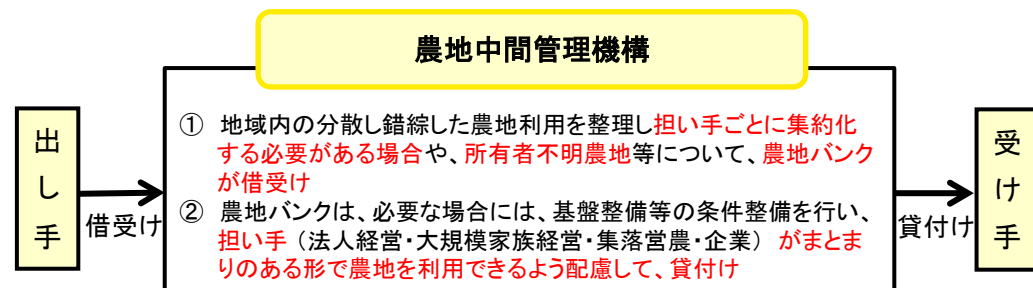
- 福島県の原子力災害被災12市町村における、農地バンクによる農地集積・集約化を推進する取組に必要な農地相談員（現地コーディネーター）の設置を支援します。

2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業

57（57）百万円

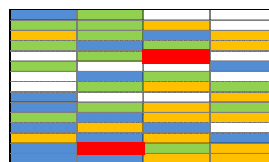
- 福島県の原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いにより、農作業受委託も含めて、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。

<事業イメージ>



<農地の集積・集約化（イメージ）>

地域内の分散・錯綜した農地利用

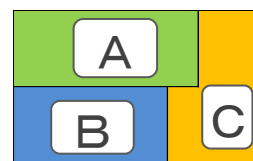


■：所有者不明農地

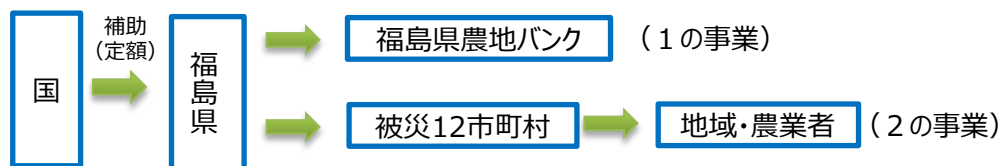


営農再開の加速化

農地の集積・集約化でコスト削減



<主な事業の流れ>



原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】

- ・地域内の農地面積の一定割合（4%超）以上を農地バンクに貸し付けて（農作業委託含む）、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付。

【経営転換協力金】

- ・令和7年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。
- ※機構集積協力金交付事業は、一般会計と特別会計により支援。

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-3591-1389）

新規就農者育成総合対策

【令和5年度予算概算決定額 19,225（20,700）百万円】
（令和4年度補正予算額 2,600百万円）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等**の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、リカレント教育の充実等**の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を助成します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を助成します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を助成します。

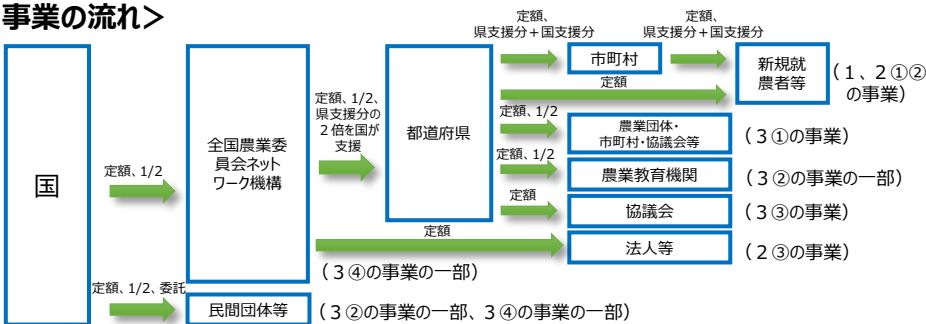
3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員の設置、先輩農業者等**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 都道府県等による**現役農業者へのリカレント教育の充実**を図り、地域における**デジタル・グリーン分野の人材育成**の取組を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和4年度補正予算）新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、就農後の初期投資の促進等を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）
支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）
補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4）



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）
支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5
×最長3年間
補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）
支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5
×最長2年間
補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関
支援額：最大60万円/年×最長4年間
補助率：国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① サポート体制構築事業※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

② 農業者キャリアアップ支援事業

都道府県等による現役農業者に対するデジタル・グリーン分野の人材育成強化

② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施等

④ 農業人材確保推進事業

インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

※1 取組計画に応じた事業採択方式
※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象
※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者が対象
※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち
経営発展支援事業

【令和5年度予算概算決定額 19,225（20,700）百万円の内数】

＜対策のポイント＞
新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

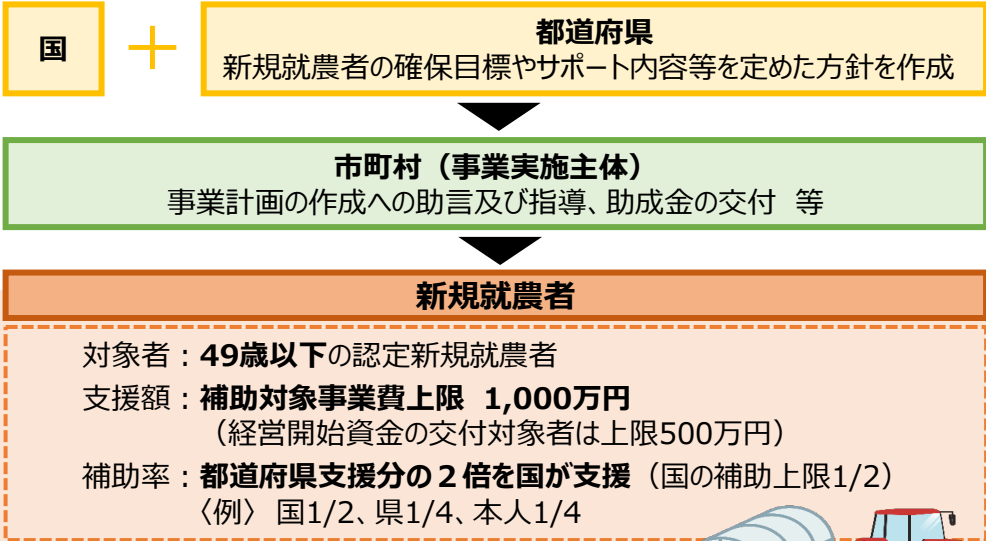
＜事業目標＞
40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

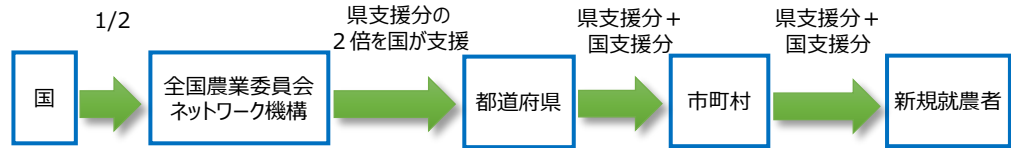
就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援（補助対象事業費上限1,000万円（国の補助上限1/2））します。

※取組計画に応じた事業採択方式

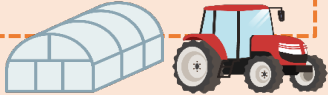
＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



- 主な交付要件：
- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和4年度以降が対象）
 - 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
 - 3 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 - 4 本人負担分について金融機関から融資を受けていること



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち
就農準備資金・経営開始資金

【令和5年度予算概算決定額 19,225（20,700）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

＜主な交付要件＞

- 1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
 - ※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修**を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
- ② 以下の場合は返還となります。
 - ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
 - ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**12.5万円/月（150万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

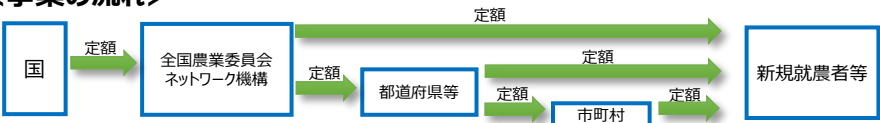
※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を策定**

＜主な交付要件＞

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**新規参入者と同等の経営リスク**（新規作目の導入など）を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図又は人・農地プランに位置付けられている**、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
 - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
 - ・適切な経営を行っていない場合 等
- ② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

＜事業の流れ＞



注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制
注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.jp）に研修計画等を登録していること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち
雇用就農資金

【令和5年度予算概算決定額 19,225（20,700）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を助成します。また、農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成※^{1,2}。（年間最大60万円、最長4年間） 2. 新法人設立支援タイプ 農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成※^{1,2}。（年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円）） 3. 次世代経営者育成支援タイプ 農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成。（月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間） ＜事業の流れ＞ 国 → 定額 → 全国農業委員会 ネットワーク機構 → 定額 → 農業法人等	○ 雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ ＜農業法人等の主な要件＞ - 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可） - 労働環境の改善※³に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと - 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること - 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP）に掲載していること ＜新規雇用就農者の主な要件＞ - 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下の者であること - 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること - 過去の農業就業期間が5年以内であること ○ 次世代経営者育成支援タイプ ＜派遣元農業法人等の主な要件＞ - 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること ＜派遣研修生の主な要件＞ - 原則55歳未満の者であること 

※1 新規雇用就農者の増加分が対象

※2 就農希望者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は年間最大15万円を加算

※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2162）

＜対策のポイント＞
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域における就農相談体制の整備、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートに加え、社会人向けの農業研修の実施を支援します。

＜事業目標＞
40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

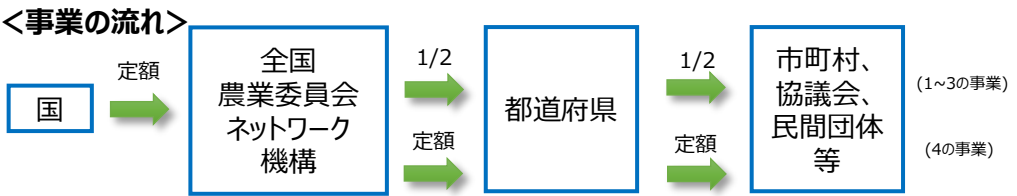
＜事業の内容＞

- 1. 就農相談体制の整備
就農希望者及び新規就農者に対する資金調達・生活面等の相談窓口となる、地域における就農相談員の設置等を支援します。
- 2. 研修農場の整備
就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。
- 3. 先輩農業者等による技術面等のサポート
先輩農業者等の就農支援員による新規就農者の技術面や販路確保等のサポート活動や講習会の実施等を支援します。
- 4. 社会人向けの農業研修の実施
農業への人材の呼び込みを図るため、他産業に従事する社会人が働きながら受講できる農業研修の実施を支援します。

＜事業実施主体＞
市町村、協議会、民間団体（農業協同組合、会社法人等）等

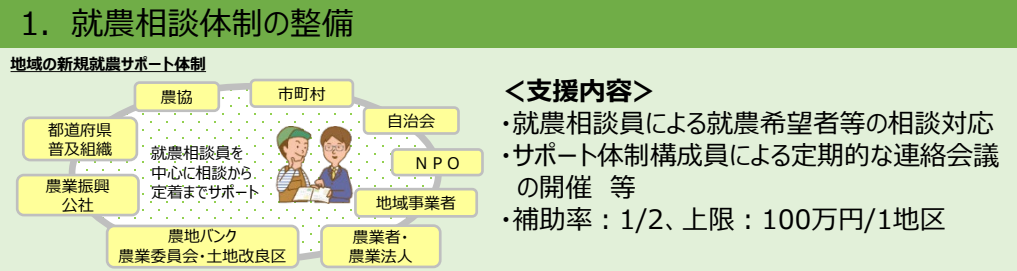
※1 サポート体制計画の策定により、市町村、農業委員会等の関係機関や農業者等を含めた新規就農のサポート体制が構築されていることが要件
（サポート体制には技術・営農指導、農地確保支援、資金相談、生活に係る4分野について担当機関が参画することが必須）

※2 市町村以外が事業実施主体となる場合は、市町村と十分な連携が行われていることが要件



【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)
(2・3・4の事業) (03-6744-2160)

＜事業イメージ＞



2. 研修農場の整備

＜支援内容＞

- ・研修に必要な機械・設備の導入、施設の整備等（例：ハウス、トラクター、管理機、果樹棚 等）
（研修終了後は、新規就農者へのリースも可）
- ・補助率：1/2

3. 先輩農業者等による技術面等のサポート

＜支援内容＞

- ・就農支援員による新規就農者への技術・販路確保等の指導・助言活動
- ・新規就農者向けの研修会の開催 等
- ・補助率：1/2、上限：100万円/1地区

4. 社会人向けの農業研修の実施

＜支援内容＞

- ・週末開催やオンラインなど、社会人が働きながら受講できる農業研修（3～6ヶ月程度）の実施
- ・補助率：定額

農業大学校、農業高校等における農業機械・設備の導入、海外研修、スマート農業等のカリキュラム強化、現場実習、出前授業の実施等を支援します。

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業イメージ＞

○ 民間団体による以下の取組を支援します。

- ・ 農業教育機関の指導者、学生等の能力向上に資する研修の実施（定額）
- ・ 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化の取組（県域を越えるもの）（定額又は1/2）
- ・ 農業教育機関の講義で活用できるオンライン講座の作成（委託）

○ 地域の担い手育成の課題等を踏まえ、各都道府県ごとに、目指すべき農業教育の全体像を明確にした農業教育高度化プランを作成し、プランの実現に向け、農業大学校・農業高校等の農業教育機関における農業教育の高度化、充実のための以下の取組を支援します。

- ・ スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化（定額）
- ・ 研修用農業機械・農業設備の導入（1/2以内）
- ・ e-ラーニングの導入（定額）
- ・ 現場実習等、若者の就農意欲を高める取組（定額）
- ・ ICT環境の整備（1/2以内）
- ・ 国際的な農業人材育成のための取組（定額）

国 → 定額又は1/2 → 民間団体 (1の事業)

国 → 定額 (委託) → 民間団体 (1の事業)

国 → 定額又は1/2 → 全国農業委員会ネットワーク機構 → 同左 → 都道府県 (2の事業)

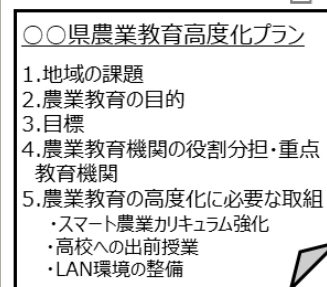
指導者向け研修や学生向け
研修の実施

県域を越える農業研修の実施



オンライン講座のコンテンツ作成・提供

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画（農業教育高度化プラン）を作成



スマート農業の カリキュラム強化



高校への出前授業



LAN環境の整備

都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

新規就農者育成総合対策のうち
農業者キャリアアップ支援事業

【令和5年度予算概算決定額 19,225（20,700）百万円の内数】

<対策のポイント>

地域において、現役農業者に対するリカレント教育を充実し、デジタル・グリーン分野の人材育成を強化するため、農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人[令和5年まで]）

<事業の内容>

都道府県・JA・先進農業者・農機メーカー等で構成される協議会による、**現役農業者を対象としたスマート農業技術や有機農業などの研修モデルの構築・実施**に必要な取組を支援します。
(補助率：定額)

(取組例)

- スマート農業機械・設備の導入・レンタル
- 農機メーカー、先進農家等によるスマート農業機械の実習
- 専門家やコンサルタント等によるデータの活用方法に係る研修
- 有機農業の実践に必要な土壌分析等の実習
- オンライン講座の作成・配信
- 各産地のニーズに応じた出前講座の実施

<事業の流れ>

国

定額

全国農業委員会ネットワーク機構

定額

都道府県

定額

協議会

<事業イメージ>

研修モデルの構築

<協議会>

都道府県

- 農業大学校
- 普及指導センター
- 試験場
- 等

民間企業等

- 農機メーカー
- サービス事業体
- 大学
- 等

産地

- JA
- 市町村
- 先進農業者
- 等

協議会は、

- ・地域農業の現状・目指す姿
- ・各技術の現場ニーズ・普及状況
- ・各機関における研修の実施状況や研修用機械等の整備状況

等を踏まえ、農業者のキャリアアップに資する研修カリキュラムを作成

体系的な研修の実施

○耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修

耕起・整地

田植

水管理

農薬散布

生育管理

収穫

自動操舵システム

直進アシスト付き田植機

水管理システム

ドローン

リモートセンシング

高性能コンバイン

○データ活用研修

○オンライン講座

○産地での出前講座

デジタル・グリーン分野の人材を育成

新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業

【令和5年度予算概算決定額 19,225（20,700）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催、農業インターンシップ**等の取組を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大（40万人[令和5年まで]）

＜事業の内容＞

1. 新規就農相談・情報発信

- 各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約したポータルサイト「農業をはじめ.jp」による就農希望者への**情報発信**を支援します。
- **全国段階における新規就農相談活動**及び就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための**全国データベースの管理、運営**を支援します。

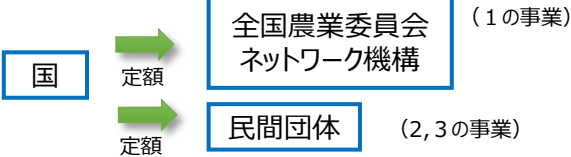
2. 就農相談会実施

- 就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

3. 農業インターンシップ支援

- 就農希望者が自らの農業適性を確認するため、**短期間の農業就業体験の実施**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜新規就農相談・情報発信＞

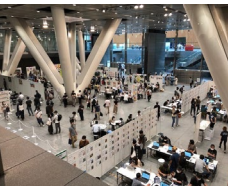
全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信、全国データベースの管理・運営



全国データベースの管理、運営

＜就農相談会実施＞

東京・大阪での相談会（新・農業人フェア）の開催



＜農業インターンシップ支援＞

農業法人等で実際に農作業することで、仕事としての農業を体験する場を提供



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

＜対策のポイント＞

農業現場における労働力不足を解消するため、**他産地・他産業との調整等による労働力確保**の取組を支援します。

＜事業目標＞

農業分野における労働力の円滑な受入れ体制の整備

＜事業の内容＞

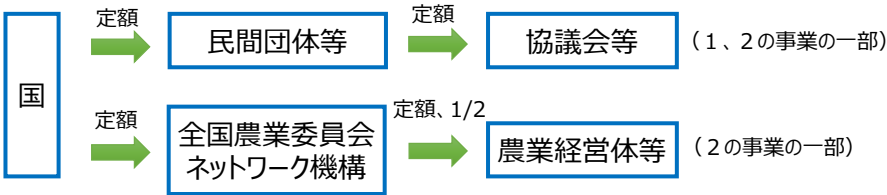
1. 農業労働力確保支援事業

産地内における労働力確保を推進するための取組や、**繁忙期の異なる他産地・他産業との調整による労働力確保**の取組を支援します。

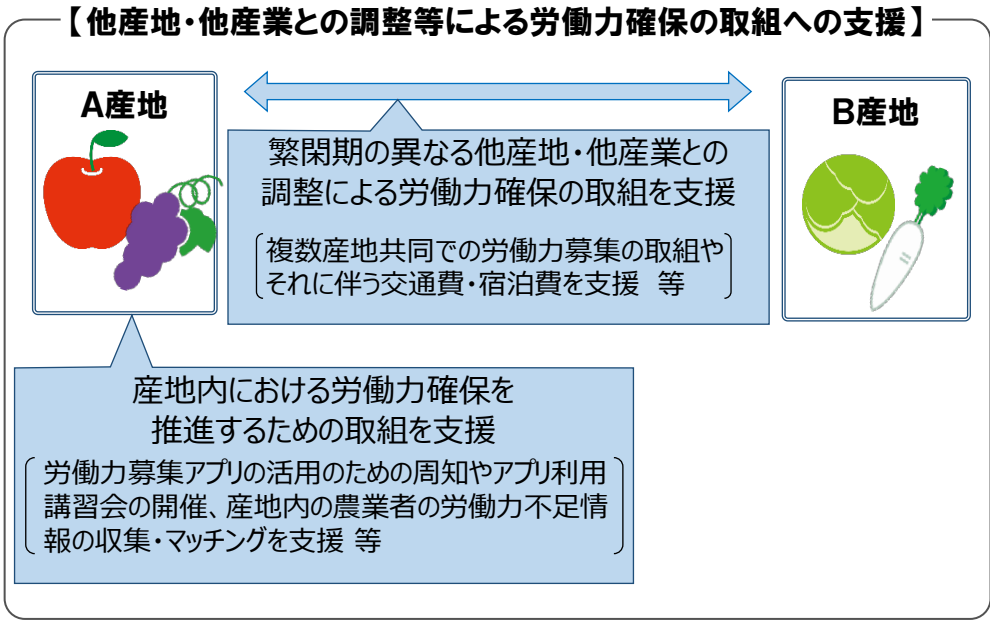
2. （令和4年度補正予算）農業労働力確保緊急支援事業

上記1の事業内容のほか、過去の入国制限等の影響により人手不足となっている経営体が**代替人材を雇用**する際に必要となる**かかり増しの労賃、交通費、宿泊費**等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施**や海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**、**働きやすい環境の整備**等を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

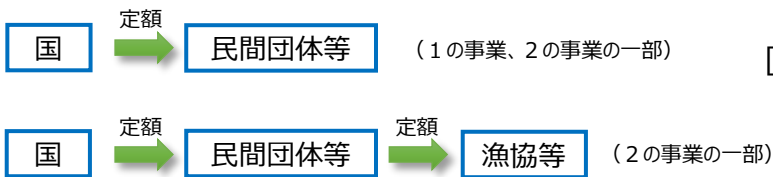
1. 技能試験の円滑な実施、現地説明・相談会の開催

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新、実施**や、農業分野における海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置**、**外国人材の労働環境の調査・分析**、**雇用主等への助言活動**、**優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- | | | |
|-------------|--------------------|----------------|
| (農業分野) | 経営局就農・女性課 | (03-6744-2159) |
| (漁業分野) | 水産庁企画課 | (03-6744-2340) |
| (飲食料品製造業分野) | 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 | (03-6744-2397) |
| (外食業分野) | 外食・食文化課 | (03-6744-2053) |

＜事業イメージ＞

1. 技能試験の円滑な実施、現地説明・相談会の開催

- ・ 日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施
- ・ 海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催

民間団体等

試験の作成・更新

試験の実施
(農業・漁業)

現地説明・相談会
の開催 (農業)

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等

民間団体等

相談窓口の設置

外国人材の労働環境の
調査・分析、雇用主等への
助言活動

優良事例の
収集・周知

等

女性が変わる未来の農業推進事業

【令和5年度予算概算決定額 85（85）百万円】
（令和4年度補正予算額 2,600百万円の内数）

<対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、女性が働きやすい環境づくり、女性グループの活動推進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上（30% [令和7年度まで]）
 - 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（15% [令和7年度まで]）
 - 土地改良区理事に占める女性の割合向上（10% [令和7年度まで]）
- 女性の認定農業者の割合向上（5.5% [令和7年度まで]）
 - 家族経営協定の締結数増加（70,000件 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 女性が変わる未来の農業推進事業

- ① 女性活躍に向けた全国事業

全国共通の研修コンテンツの作成や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。
- ② 地域における女性活躍推進事業

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じ、女性農業者の育児と農作業のサポート活動等、女性が働きやすい環境の整備や、地域を牽引する女性リーダーの育成等、社会参画の推進に向けた取組を支援します。

2. （令和4年度補正予算）

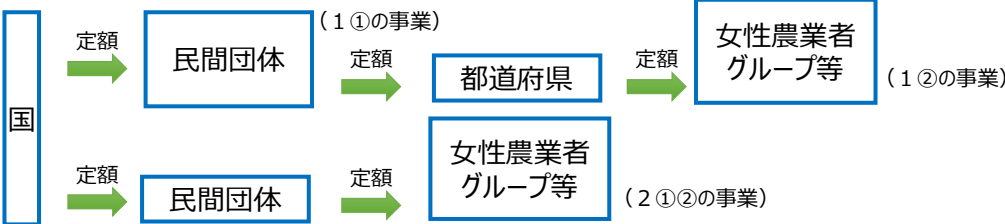
新規就農者確保緊急対策のうち女性の就農環境改善支援事業

- ① 女性が働きやすい環境の整備

女性が働きやすい環境の整備に向けた簡易な改修やリース等による、男女別トイレ、更衣室、託児スペース等の確保を支援します。
- ② 地域の女性農業者グループの活動等支援

女性農業者の居場所となる女性グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展や女性農業者グループ等の先進的な取組事例等の発信を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

女性活躍 に向けた Stage		農業・ 農村への 呼び込み	農業・ 農村への 定着	経営参画 経営発展	地域の 方針策定へ の参画
令和5 年度 予算	全国 事業	研修コンテンツの作成			
		地区事業で活用できる研修コンテンツ（女性リーダー育成、女性活躍の意義等）の作成			
地域 事業※	環境 整備	女性活躍の理解促進			
		地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等			
	社会 参画 の 推進	女性が働きやすい環境の整備			
		女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催等を支援			
		女性活躍の理解促進			
令和4 年度 補正	環境整備	女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知			
		地域の女性農業者グループの活動推進		リーダー育成	
	グループ活動等支援	女性グループの事業活動や研修会の開催等を支援		地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施	
		男女別トイレ、更衣室、休憩室、託児スペース、高さが調整できる作業台、アシストスーツ等の確保を支援			
令和4 年度 補正	グループ活動等支援	・グループ活動の発展に向けた先進事例調査 ・新商品開発のための試作品づくり 等を支援			
		女性農業者グループ等の先進的な取組事例等の発信			

※ 地域事業については、実施する都道府県において農業分野の女性登用の目標及び目標達成に向けた取組計画を定めていること等を要件化
【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3591-5831）

＜対策のポイント＞

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

＜事業目標＞

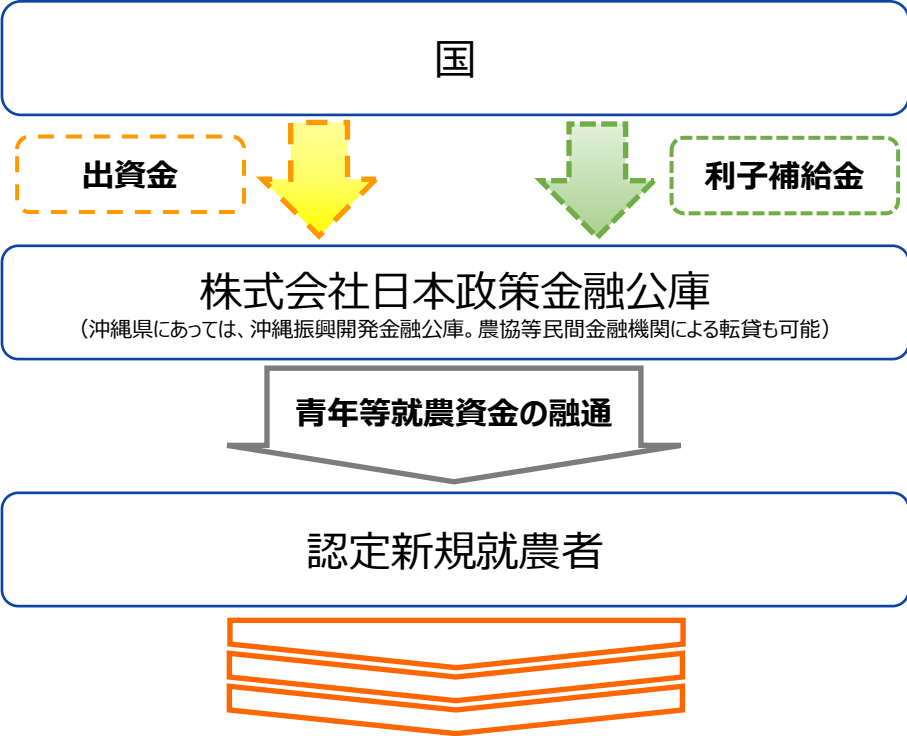
40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

＜事業の内容＞

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

- （1）貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者
※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。
農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。
- （2）資金使途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）
※農地等の取得は除く
- （3）貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)
- （4）貸付利率：法定無利子
- （5）償還期限：17年以内(据置期間5年以内)
- （6）担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要
- （7）貸付主体：株式会社日本政策金融公庫
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)
- （8）融資枠：172（172）億円
(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠 2（2）億円)

＜事業イメージ＞



新規就農者の就農・定着を促進

〔予算事業〕

- 1. 青年等就農資金利子補給金 255（199）百万円
 - 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。
- 2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 64（65）百万円
 - 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

〔お問い合わせ先〕 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

スーパー L 資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和5年度予算概算決定額 3,337（2,861）百万円の内数】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援するため、スーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間の実質無利子化等の措置により金利負担を軽減します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 対策の内容

以下のいずれかに該当する認定農業者を金融面から支援するため、スーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間で実質無利子化します。

- ① 目標地図に位置付けられた者
- ② 人・農地プランに位置付けられた者
- ③ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

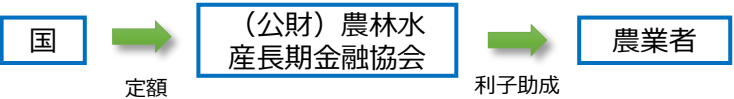
また、農業近代化資金については、貸付当初 5 年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパー L 資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減します。

2. 対象資金等

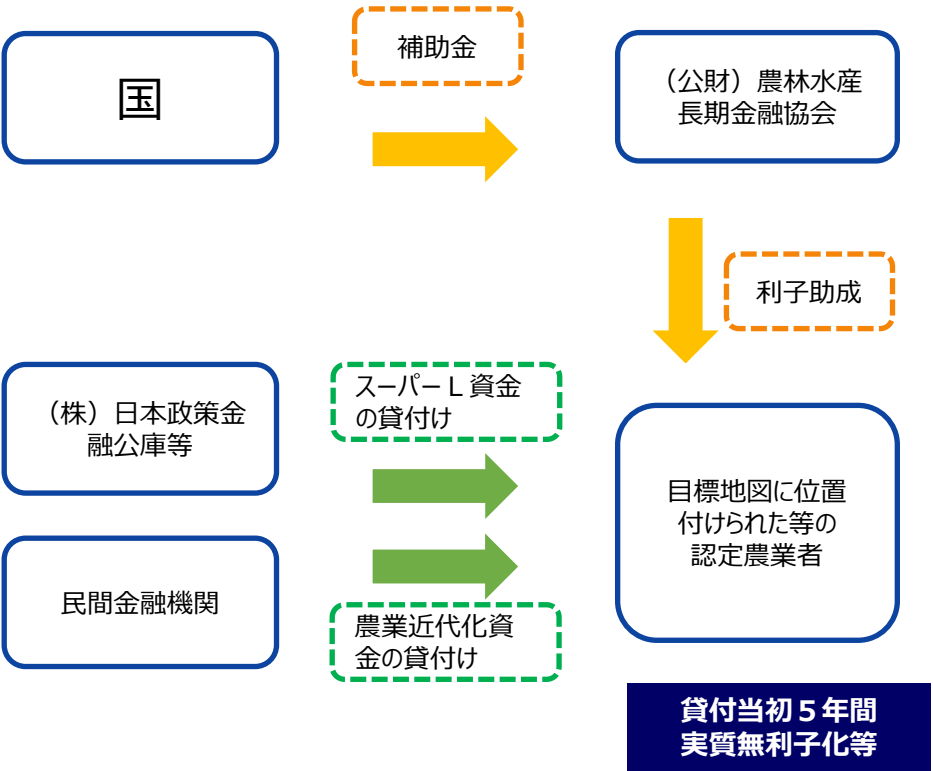
対象資金：スーパー L 資金、農業近代化資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

<事業の流れ>



<事業イメージ>



被災農業者等への金利負担軽減措置

【令和5年度予算概算決定額 3,337（2,861）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

＜事業目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1. 対策の内容

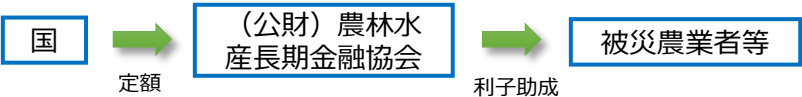
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう、**貸付当初5年間実質無利子化**（最大2%引下げ）を行います。

2. 対象資金等

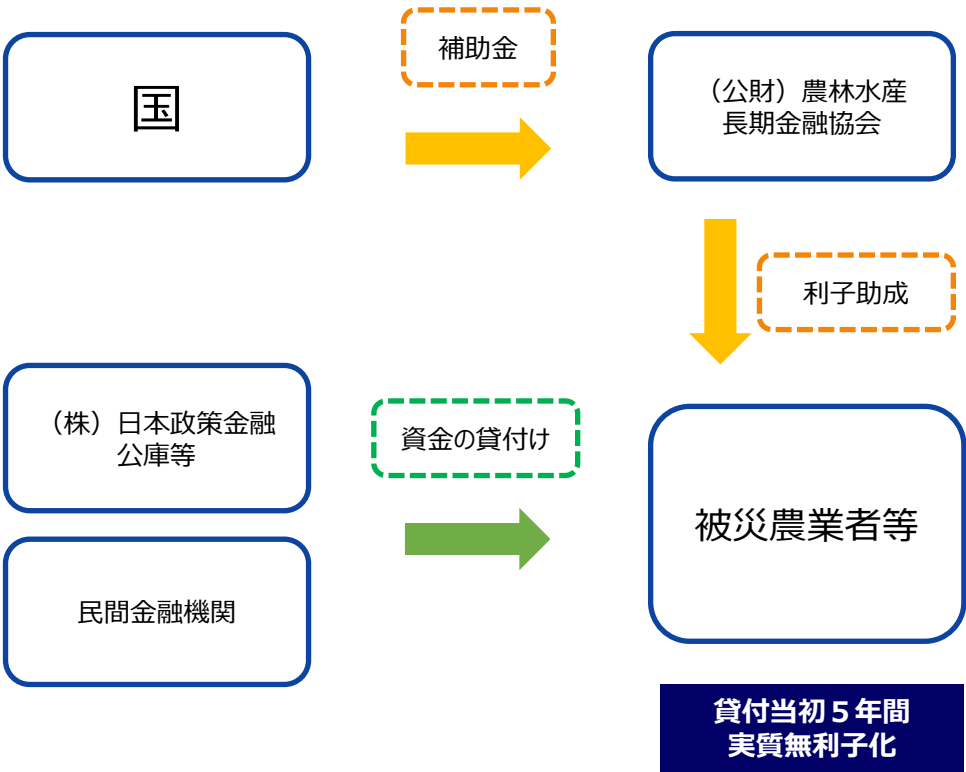
- 対象資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
 - ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - ・経営体育成強化資金
 - ・農林漁業施設資金
 - ・農業基盤整備資金
 - ・農業近代化資金

＜取扱融資機関＞ (株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2167)

スーパーS資金の金利負担軽減措置 (農業経営改善利子補給金交付事業)

【令和5年度予算概算決定額 18（18）百万円】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、農業信用基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、都道府県農業信用基金協会がスーパーS資金の融通を行う融資機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

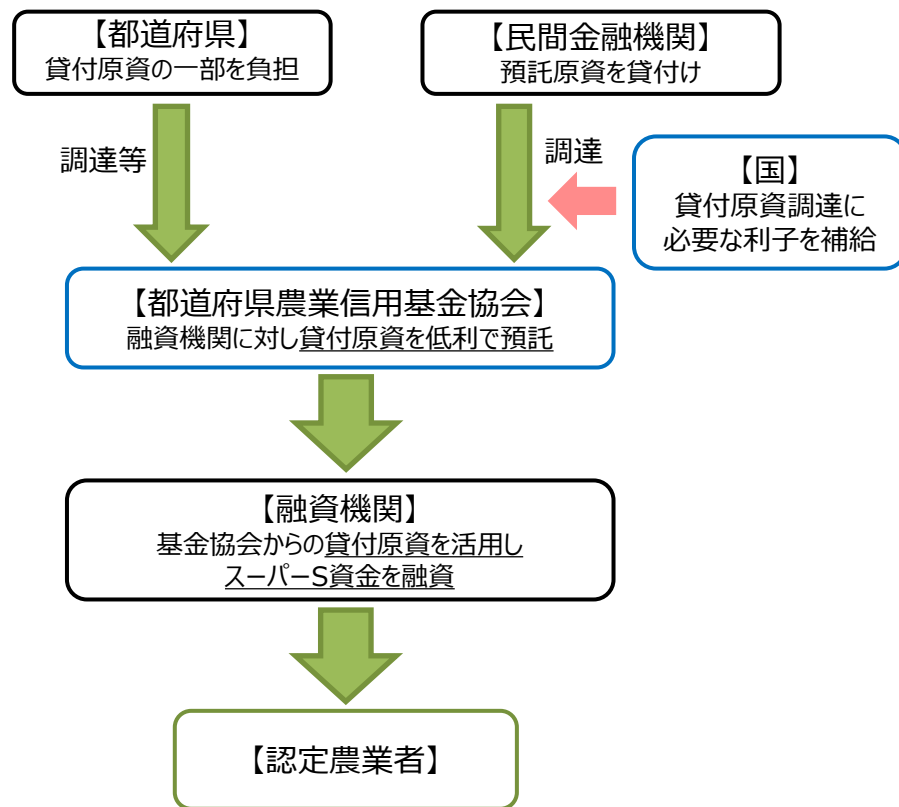
2. 対象資金等

- ① 対象資金：スーパーS資金
- ② 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
- ③ 極度額等の上限：個人：500万円、法人：2,000万円

<取扱金融機関>

農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局金融調整課 (03-6744-2165)

＜対策のポイント＞

収益性の低い農林水産業者等の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫に対し補給金を交付することにより、政策と一体となった長期・低利資金等の融通による意欲ある農林水産業者等の育成・確保等の実現を図ります。

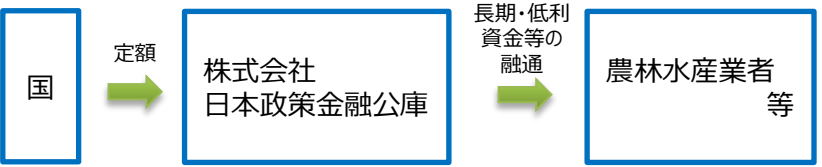
＜事業目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

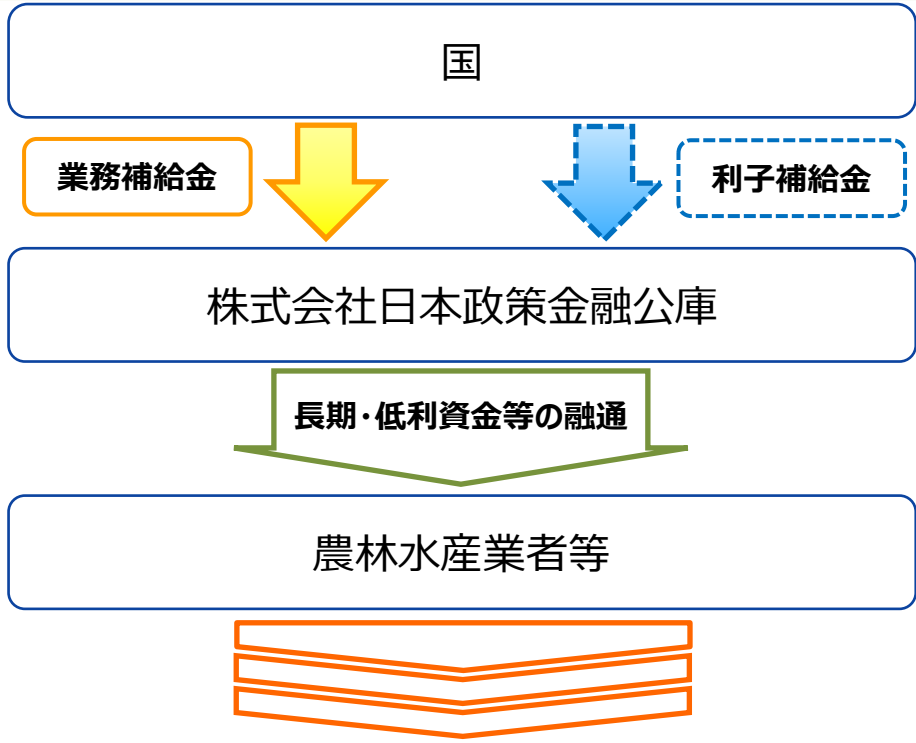
＜事業の内容＞

- 1. 農林水産業者向け業務補給金 16,619（16,591）百万円
意欲ある農林水産業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が長期・低利資金を融通する際に生ずる金利に上乗せできないコストについて、所要額を補給金として交付。
- 2. 農業改良資金利子補給金 45（62）百万円
生産・加工・販売分野におけるチャレンジ性のある取組を行う一定の農業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業改良資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付。
- 3. 担い手育成農地集積資金利子補給金 440（429）百万円
農業生産基盤の整備等に関する事業を契機として、農用地の利用集積に取り組む地域に対し、株式会社日本政策金融公庫が当該事業に係る農家負担分を無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付。
- 4. 青年等就農資金利子補給金 255（199）百万円
新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



意欲ある農林水産業者等の育成・確保

<対策のポイント>

農業者が借り入れる農業近代化資金等について、保証料負担の軽減や無担保無保証人等での債務保証の引受けを行い、その融通を円滑化します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 農業信用保証保険基盤強化事業

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、

- ① 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。
- ② 農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料を軽減するための補助金等を交付。

2. 農業近代化資金保証料助成金交付事業

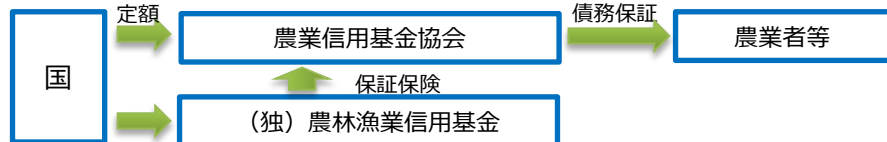
目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る全保証期間の保証料を免除するための補助金を交付。

3. 農業経営継承保証保険支援事業

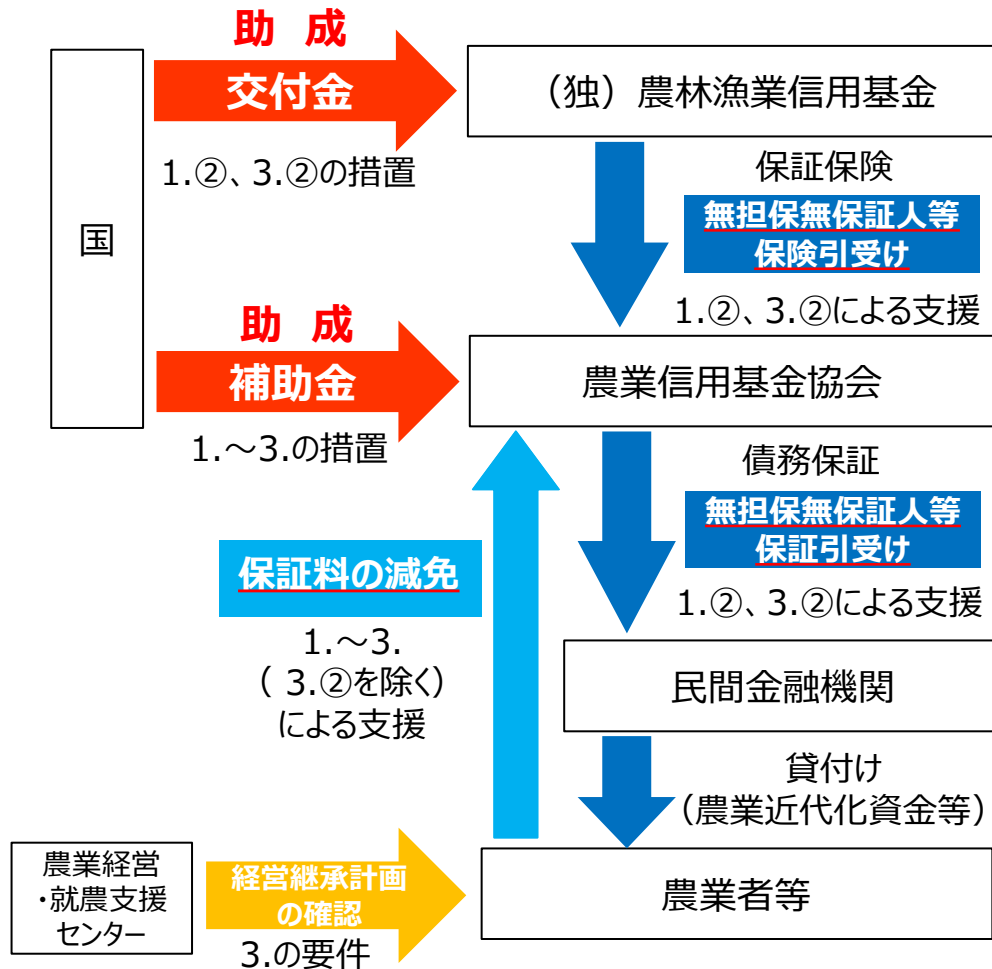
目標地図に位置付けられるなど一定の要件を満たす農業後継者が、農業経営・就農支援センターに登録された専門家による確認を受けた経営継承計画に基づき農業経営を継承するに当たり（第三者からの継承を含む）、経営資産の取得に必要な農業近代化資金等の借入れについて、

- ① 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。
- ② 経営者保証及び担保提供に係る負担を免除するため、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するための補助金等を交付。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農業経営の復旧・復興のための金融支援

【令和5年度予算概算決定額 504（617）百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

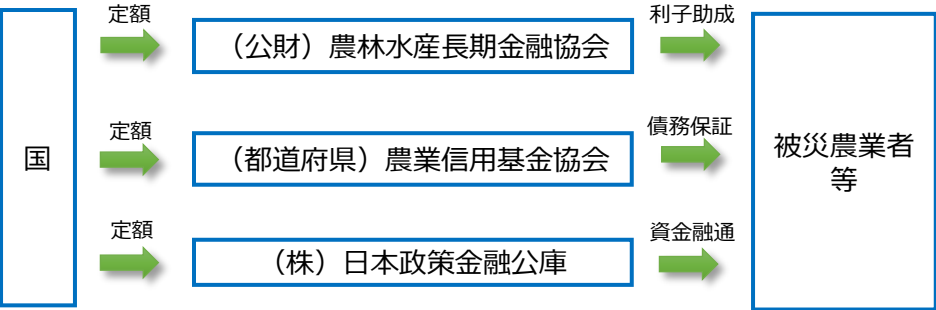
<事業目標>

被災農業者等への資金調達の円滑化による農業経営の復旧・復興

<事業の内容>

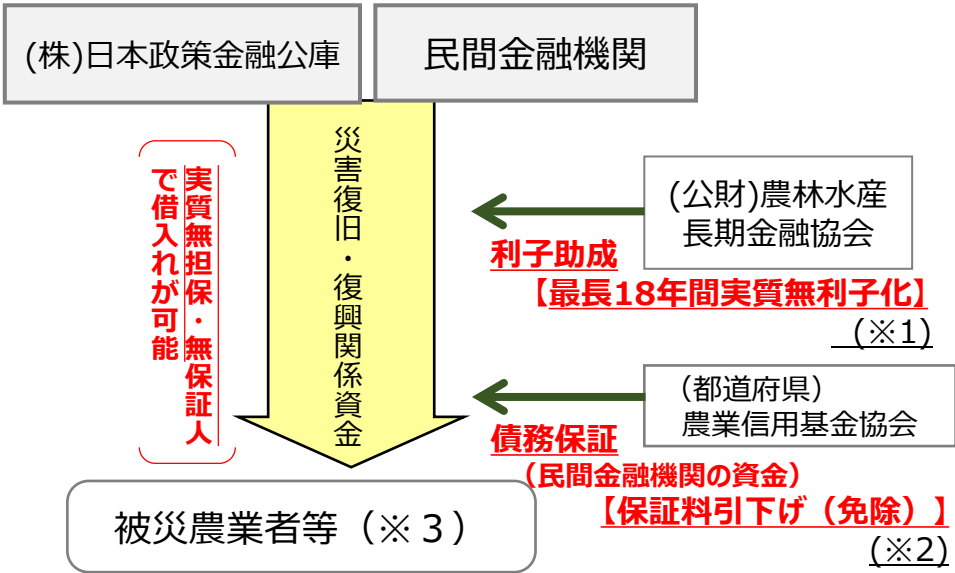
- 1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業** 489（598）百万円
被災農業者等が(株)日本政策金融公庫等の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の返済負担を最小限とするため、**借入金利が実質無利子（最長18年間）**となるよう利子助成金を交付。
- 2. 農業経営復旧・復興対策特別保証事業** 8（9）百万円
復旧・復興のための取組に必要となる資金を借り入れる被災農業者等に対して、農業信用基金協会が**債務保証をする際の保証料の引下げ（免除）**に必要な資金を交付。
- 3. 株式会社日本政策金融公庫補給金** 7（10）百万円
被災農業者等に対し法定無利子資金（注）を融通した（株）日本政策金融公庫に対し、利子補給金を交付。
（注）担い手育成農地集積資金、農業改良資金

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【資金借入れの流れ】



- (※1) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
- (※2) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業
- (※3) 原子力災害被災12市町村の者に限る。

【お問い合わせ先】 経営局金融調整課（03-3501-3726）

収入保険制度の実施

【令和5年度予算概算決定額 30,643（18,418）百万円】

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

27,838（15,887）百万円

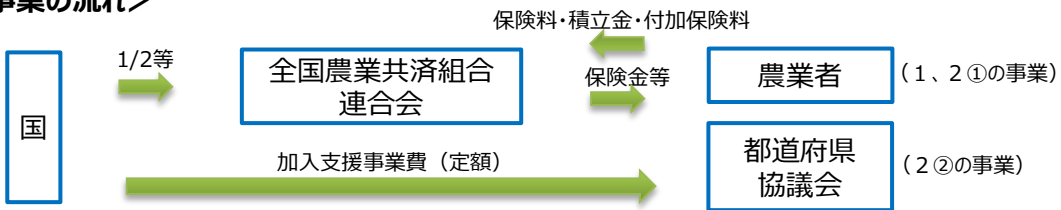
- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援

2,805（2,531）百万円

- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動及びオンライン手続等加入申請のサポート活動を支援します。

<事業の流れ>

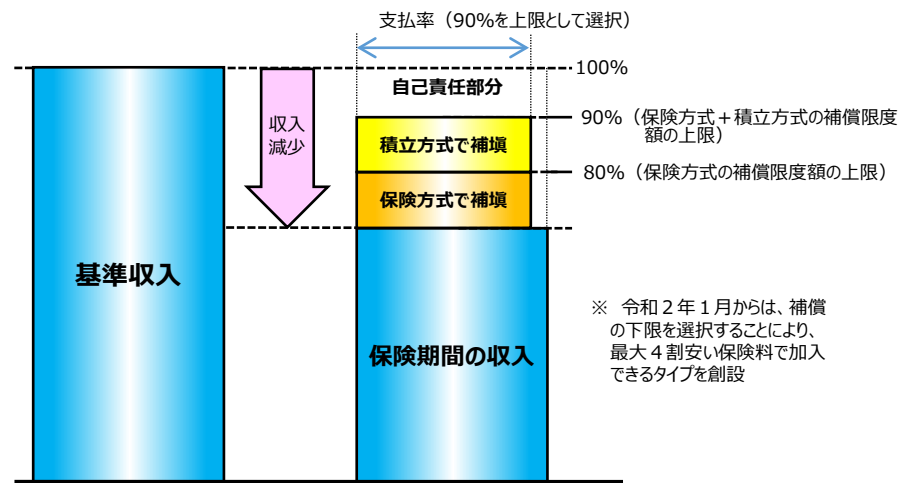


<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

- 具体的には、
- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
 - ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7147）

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補てんする農業共済事業を実施します。

<事業目標>

○ 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上

○ 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金（所要額）46,888（48,773）百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金32,806（33,080）百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金419（419）百万円

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査の実施等の損害防止の実施に要する経費の一部を交付します。

<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施

<事業の流れ>

1/2等

国

農業共済団体等

共済掛金・賦課金

農業者（1～3の事業）

共済金